

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	2020年12月23日
【公表日】	筑波精工株式会社
【発行者の名称】	(TSUKUBASEIKO. CO., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 傅 寶業
【本店の所在の場所】	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
【電話番号】	0285-55-0081
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 松坂 一生
【担当J-Adviserの名称】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング 26階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
【電話番号】	03-3519-6750
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 筑波精工株式会社
【公表されるホームページのアドレス】	https://www.tsukubaseiko.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有

価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第34期（中間）	第35期（中間）	第36期（中間）	第34期	第35期
会計期間	自 2018年4月 1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
売上高（千円）	271,365	91,118	91,998	340,642	168,132
経常利益 又は経常損失(△)（千円）	58,003	△96,468	△51,614	△56,315	△189,260
中間（当期）純利益 又は中間（当期）純損失(△)（千円）	49,261	△103,187	△72,561	△62,365	△380,462
資本金（千円）	472,925	907,300	907,300	907,300	907,300
発行済普通株式総数（株）	3,111,000	3,806,000	3,806,000	3,806,000	3,806,000
純資産額（千円）	163,189	817,124	467,287	920,312	539,849
総資産額（千円）	267,981	978,529	598,020	995,038	654,695
1株当たり純資産額（円）	53.84	219.30	125.41	247.00	144.89
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間（当期）純利益 又は1株当たり中間（当期）純 損失(△)（円）	16.62	△27.69	△19.47	△19.27	△102.11
潜在株式調整後1株当たり 中間（当期）純利益（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（％）	60.90	83.51	78.14	92.49	82.46
自己資本利益率（％）	30.19	-	-	-	-
株価収益率（倍）	-	-	-	-	-
配当性向（％）	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△37,703	△47,142	△22,769	△128,914	△156,066
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△1,588	△128,873	△10,691	△6,359	△224,192
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△1,837	-	26,530	803,433	△3,409
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高（千円）	154,527	687,800	472,492	863,816	480,147
従業員数（人）	16	18	18	18	18
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]

（注）1．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には消費税等は含まれておりません。

3．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4．潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第34期中間会計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第34期、第35期及び第35期中間会計期間、第36期中間会計期間は潜在株式が存在するものの1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

5．第34期、第35期及び第35期中間会計期間、第36期中間会計期間の自己資本利益率については、中間（当期）純損失を計上しているため記載しておりません。

6．株価収益率については、第34期中間会計期間は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第34期、第35期及び第35期中間会計期間、第36期中間会計期間は中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

7．1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第34期及び第35期の財務諸表についてはあかり監査法人の監査、第34期中間会計期間、第35期中間会計期間及び第36期中間会計期間の中間財務諸表についてはあかり監査法人の中間監査を受けております。
10. 2018年6月20日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行いました。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、発行済普通株式総数、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間(当期)純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
18 [-]	44.1	4.7	4,374

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 当社は、静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間発行者情報提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績

当中間会計期間における国内外の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業の投資マインドは著しく縮小し、外出規制と雇用環境の悪化により個人消費も急速に冷え込みました。5・6月に入ってから見られたロックダウンの解除など、各国の状況に違いはありますが、欧米先進諸国は段階的な経済活動の再開に舵を切り始めております。しかしながら、新型コロナウイルスの脅威は依然として継続しており、経済活動の再開と感染防止の両立に向け、各国政府は非常に難しい舵取りを迫られております。また、米国の大統領選挙後の政権移行期間における政治経済の停滞、EUと英国の通商交渉の難航など不安材料も存在しており、経済の正常化には相応の時間を要するものと考えられます。

半導体業界におきましては、with コロナの環境下での幅広い企業におけるテレワークの導入、教育におけるオンライン授業の導入等、ビジネス・ライフスタイルの不可逆的変化の進行による設備及び電子機器需要増を背景として、各種プロセッサやメモリー、5G等の通信デバイス向け製造設備投資の拡大が中・長期にわたり期待されます。また、半導体業界を取り巻く国際政治に目を向けますと、米中貿易摩擦はその主戦場を半導体業界にフォーカスしつつあります。当社がメインターゲットとしている中国内の大手ファンドリは、米国の半導体規制によるマイナスの影響と、中国政府が国策として推進する製造業への強化策のプラスの影響を受けているため、今後の各社の動向は予断を許さない状況となっています。

このような環境の中、当社は新型コロナウイルスの感染防止対策を講じるとともに、経費削減や投資計画・採用計画の見直しを図るなど、あらゆる角度から利益創出に向けた対策を実行いたしました。

この結果、当中間会計期間の売上高は91百万円（前年同期比101.0%）、営業損失は55百万円（前年同期は96百万円の営業損失）、経常損失は51百万円（前年同期は96百万円の経常損失）、中間純損失は72百万円（前年同期は103百万円の中間純損失）となりました。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】（1）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消、改善するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、【業績等の概要】の各項に記載している金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ7百万円減少し、472百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は22百万円となりました。営業活動による資金の減少の主な要因として税引前中間純損失72百万円があった一方で、売上債権の減少11百万円、未収還付消費税等の減少14百万円及び減損損失20百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は10百万円となりました。投資活動による資金の減少の主な要因は、有形固定資産の取得による支出9百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は26百万円となりました。財務活動による資金の増加の主な要因は、長期借入金による収入30百万円があった一方で、リース債務の返済による支出が3百万円あったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	62,937	91.4

(注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	82,499	154.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	91,998	101.0

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しています。

当中間会計期間の製品別販売実績は次のとおりであります。

製品の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
サポーター	8,450	51.3
ステージ	61,304	136.1
その他	22,243	75.1
合 計	91,998	101.0

2. 最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社日伝	25,850	28.4	-	-
盟立自動化股份有限公司	-	-	48,252	52.5
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	16,968	18.6	12,652	13.8
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	13,036	14.3	-	-
JEインターナショナル株式会社	10,475	11.5	2,065	2.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本中間発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消、改善するための対応策

当社は、前事業年度において営業損失 188 百万円、経常損失 189 百万円、当期純損失 380 百万円を計上しており、前事業年度末において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。さらに当中間会計期間におきましても、営業損失 55 百万円、経常損失 51 百万円、当期純損失 72 百万円を計上しております。以上の状況により、当中間会計期間末においても、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。なお当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績黒字化を達成し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。具体的な対応策は次の通りであります。

1. 2020 年初春にサポーター評価品を納入した海外大手ファンドリの現状としては、新型コロナウイルスの影響により当初の想定を超えたテスト期間を費やしており、少量出荷されたサポーターの取扱いを「研究開発部門」から実ラインを取り扱う「生産部門」に移管を完了し、生産現場の習熟と工程の安定化のためのテストを繰り返し実行しています。当社としては、当該顧客による追加発注を含め、今後順次大量生産に移行することを見据え、生産設備の高度化や社内生産現場の従業員の教育訓練等を進めてまいります。
2. 全社経費の見直しを実施し、採用計画の修正による採用費・人件費の圧縮や、外部ベンダーや業務委託先の契約更改・契約終了等による経費圧縮を積極的に推進することで、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。
3. 財務状態の改善・手元流動性による経営の自由度確保を目指し、銀行との資金調達の交渉を進め、2021 年 3 月期上半期において 30 百万円の新規借入れを実行するとともに、大口案件獲得の際にはプロジェクトファイナンスの手法で部材仕入額相当の借入を実行するべく交渉を継続しております。当社は、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社といたしましては、以上のような施策を行うことにより、収支の好転と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しています。

(2) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に 2018 年 11 月 28 日に上場いたしました。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser 契約」という。）を締結する義務があります。本中間発行者情報の公表時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社アイ・アール ジャパン（以下「同社」という。）であり、同社との J-Adviser 契約において定める義務の履行が求められております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に関わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができ

る旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本中間発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（イ）及び（ロ）に定める書面に基づき行うものとする。

（イ）次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

a. 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

b. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

c. 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（ロ）本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号a jに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（当社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合）

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当

社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（イ）次の a 又は b に定める場合に従い、当該 a 又は b に定める事項に該当すること。

a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

b. 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

（ロ）当該再建計画に次の a 及び b に掲げる事項が記載されていること。

a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

b. 前（イ）の a に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 b に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ハ）当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと同社が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（イ）から（ハ）までに掲げる場合には当該（イ）から（ハ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（イ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の a 又は b に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

a. TOKYO PRO Market の上場株券等

b. 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

（ロ）当社が、前（イ）に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

（ハ）当社が、前（イ）及び前（ロ）に規定する事由以外の事由により解散する場合（本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を

受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からvii までと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の(イ)又は(ロ)に該当する場合

(イ)当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

(ロ)当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、同社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑮ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次のa からg までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合

を除く。)

- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- e. TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。但し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同社が認める場合は、この限りでない。
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同社が認めるものに限る。）

⑰ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しており、現状では様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が求められております。一例をあげますと、大手ファンドリでは半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社製品が顧客ライン上に完全自動で稼働することが製品採用のポイントであります。このため、当社では案件別アプリケーション開発活動を積極的に進めております。また、来たるべきサポーターの大量生産への備えとして、サポーターの性能改善（吸着力アップと表面特性高度化・均一化）ならびに生産設備の高度化を進めております。この結果、当中間会計期間の研究開発費は4,655千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本中間発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症により世界経済は大きな打撃を受け、その後、各国政府の感染拡大防止対策規制が徐々に緩和されたことで生産活動は再開へと向かっておりますが、世界経済の回復にはなお時間を要するものと思われまます。このため、特に当社の大口受注先としている海外市場での当社の営業・受注活動の遅延が見込まれます。このような状況の中、前事業年度末においては、「今後少なくとも2021年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくもの」と仮定しておりましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、「今後少なくとも2022年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくもの」と仮定を変更し、固定資産の減損判定、繰延税金資産の回収可能性及び継続企業の前提に係る将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は562百万円となり、前事業年度末と比較して39百万円減少(前期末比6.6%減)いたしました。これの主な変動要因は、売掛金が11百万円、原材料が3百万円及び未収還付消費税等が14百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は35百万円となり、前事業年度末と比較して17百万円減少(前期末比32.6%減)いたしました。これの主な変動要因は、減損損失を20百万円計上したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は53百万円となり、前事業年度末と比較して10百万円減少(前期末比16.4%減)いたしました。これの主な変動要因は、支払手形が3百万円及び電子記録債務が6百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は77百万円となり、前事業年度末と比較して26百万円増加(前期末比52.1%増)いたしました。これの変動要因は、長期借入金が30百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は467百万円となり、前事業年度末と比較して72百万円減少(前期末比13.4%減)いたしました。これの変動要因は、中間純損失により利益剰余金が72百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、研究開発に係る治具及び本社設備保全のための防水設備工事等を、総額3,798千円実施いたしました。その主なものは次のとおりであります。

なお、当中間会計期間において実施した重要な固定資産の撤去、滅失はありません。

当中間会計期間に取得・完成した主要設備

・研究開発に係る治具	1,741千円
・本社防水設備工事	1,100千円

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2020年12月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	-	-

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式595,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区 分	中間会計期間末現在 (2020年9月30日)	公表日の前月末現在 (2020年11月30日)
新株予約権の数(個)	600,000	595,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000(注) 2	595,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。 ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後金額} = \text{調整前金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後金額} = \text{調整前金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額	資本準備金残 高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年9月30日	-	3,806,000	-	907,300	-	857,300

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援 投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜 3 丁目 6-1	381,000	10.23
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION (常任代理人 リーディング 証券株式会社 代表取締役会長 謝 駿)	6F, 106 HO-PING EAST ROOD, SECTION 2 TAIPEI 106, TAIWAN, R. O. C	361,000	9.69
株式会社オプトラン	東京都豊島区西池袋一丁目 11 番 1 号 メトロポリタンプラザビル 11 階	280,000	7.51
合同会社 T C T S O 5	東京都千代田区丸の内 3 丁目 1 番 1 号 東京共同会計事務所内	275,000	7.38
柿崎尚志	栃木県河内郡上三川町	270,000	7.25
樋口俊郎	東京都文京区	258,000	6.92
TEL Venture Capital, Inc. (常任代理人 三田証券株式会社 取締役社長 三田邦博)	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, NewCastle, Delaware, USA	255,000	6.84
傳 寶菜	栃木県真岡市	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス 株式会社	東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号	200,000	5.37
坂井正明	大阪府大阪市天王寺区	180,000	4.83
計	-	2,677,000	71.85

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権 (600,000 株) 及び自己株式 (80,000 株) を除く株式総数に対する割合であります。なお、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無 議 決 権 株 式	-	-	-
議 決 権 制 限 株 式 (自 己 株 式 等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完 全 議 決 権 株 式 (自 己 株 式 等)	普通株式 80,000	-	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,726,000	37,260	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単 元 未 満 株 式	-	-	-
発 行 済 株 式 総 数	3,806,000	-	-
総 株 主 の 議 決 権	-	37,260	-

②【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡 上三川町大字 上蒲生字願成寺 2168-10	80,000	-	80,000	2.1
計	-	80,000	-	80,000	2.1

(8) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権（2018年6月20日定時株主総会決議及び2018年7月6日臨時取締役会決議）

決議年月日	2018年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名、当社従業員4名、その他1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 1. 付与対象者の区分及び人数は、2020年6月29日開催の定時株主総会決議により小谷田博章氏が取締役就任し、当社取締役6名、当社従業員4名となっております。

2 【株価の推移】

月 別	2020年4月	2020年5月	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月
最高（円）	1,250	1,250	1,250	1,250	1,230	1,230
最低（円）	1,200	1,200	1,250	1,250	1,230	1,220

（注） 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2020年4月から9月までの売買取引は、筑波精工株式会社従業員持株会及び筑波精工株式会社役員持株会の買い付けによるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、本中間発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

中間会計期間につき省略しております。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、あかり監査法人により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	540,147	532,492
電子記録債権	2,551	1,166
売掛金	22,911	11,032
製品	3,200	2,325
仕掛品	2,039	2,596
原材料	10,584	7,016
貯蔵品	157	263
前払費用	1,966	1,923
未収還付消費税等	18,572	3,768
未収収益	4	2
流動資産合計	602,136	562,587
固定資産		
有形固定資産		
建設仮勘定	17,113	-
有形固定資産合計	※1 17,113	※1 -
投資その他の資産		
差入保証金	35,444	35,432
投資その他の資産合計	35,444	35,432
固定資産合計	52,558	35,432
資産合計	654,695	598,020

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2020年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	9,353	5,416
電子記録債務	14,842	8,820
買掛金	5,555	6,846
未払金	5,539	6,739
未払費用	3,913	4,174
未払法人税等	5,854	4,946
預り金	2,106	887
前受金	5,130	3,545
賞与引当金	3,351	3,267
製品保証引当金	1,524	1,882
リース債務	7,000	7,125
流動負債合計	64,172	53,652
固定負債		
長期借入金	10,000	40,000
リース債務	40,673	37,079
固定負債合計	50,673	77,079
負債合計	114,846	130,732
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,300	907,300
資本剰余金		
資本準備金	857,300	857,300
資本剰余金合計	857,300	857,300
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△1,236,250	△1,308,812
利益剰余金合計	△1,220,750	△1,293,312
自己株式	△4,000	△4,000
株主資本合計	539,849	467,287
純資産合計	539,849	467,287
負債純資産合計	654,695	598,020

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	91,118	91,998
売上原価		
製品期首たな卸高	30,747	3,200
当期製品製造原価	68,496	62,380
当期製品仕入高	-	289
合計	99,243	65,870
たな卸資産評価損	24,852	342
他勘定振替高	994	309
製品期末たな卸高	30,923	3,789
製品売上原価	92,178	62,113
売上総利益又は売上総損失(△)	△1,060	29,884
販売費及び一般管理費	※1 ※2 95,183	※1 ※2 85,278
営業損失(△)	△96,244	△55,393
営業外収益		
受取利息	8	7
補助金収入	-	5,917
雑収入	39	116
営業外収益合計	48	6,041
営業外費用		
支払利息	193	1,217
為替差損	78	1,045
営業外費用合計	272	2,263
経常損失(△)	△96,468	△51,614
特別損失		
固定資産除売却損	0	-
減損損失	-	※3 20,410
特別損失合計	0	20,410
税引前中間純損失(△)	△96,468	△72,025
法人税、住民税及び事業税	535	536
法人税等調整額	6,182	-
法人税等合計	6,718	536
中間純損失(△)	△103,187	△72,561

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合 計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	907, 300	857, 300	857, 300	2, 500	13, 000	△855, 787	△840, 287	△4, 000	920, 312	920, 312
当中間期変動額										
中間純損失（△）						△103, 187	△103, 187		△103, 187	△103, 187
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△103, 187	△103, 187	-	△103, 187	△103, 187
当中間期末残高	907, 300	857, 300	857, 300	2, 500	13, 000	△958, 975	△943, 475	△4, 000	817, 124	817, 124

当中間会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	907, 300	857, 300	857, 300	2, 500	13, 000	△1, 236, 250	△1, 220, 750	△4, 000	539, 849	539, 849
当中間期変動額										
中間純損失（△）						△72, 561	△72, 561		△72, 561	△72, 561
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△72, 561	△72, 561	-	△72, 561	△72, 561
当中間期末残高	907, 300	857, 300	857, 300	2, 500	13, 000	△1, 308, 812	△1, 293, 312	△4, 000	467, 287	467, 287

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失 (△)	△96,468	△72,025
減損損失	-	20,410
減価償却費	7,717	357
為替差損益 (△は益)	-	724
差入保証金償却	-	294
固定資産除売却損	0	-
補助金収入	-	△5,917
受取利息	△8	△7
支払利息	193	1,217
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△1,829	358
売上債権の増減額 (△は増加)	9,186	11,679
たな卸資産の増減額 (△は増加)	27,949	3,779
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,662	△7,568
未収還付消費税等の増減額 (△は増加)	3,650	14,804
未払金の増減額 (△は減少)	726	1,199
その他の資産の増減額 (△は増加)	642	5,697
その他の負債の増減額 (△は減少)	△2,322	△1,413
小計	△45,898	△26,408
利息の受取額	5	9
補助金の受取額	-	5,917
利息の支払額	△179	△1,219
法人税等の支払額	△1,069	△1,069
営業活動によるキャッシュ・フロー	△47,142	△22,769
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50,000	-
差入保証金の差入による支出	-	△282
有形固定資産の取得による支出	△45,401	△9,864
有形固定資産の売却による収入	1,499	-
無形固定資産の取得による支出	△34,970	△543
投資活動によるキャッシュ・フロー	△128,873	△10,691
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	35,000	1,000
短期借入金の返済による支出	△35,000	△1,000
長期借入れによる収入	-	30,000
リース債務の返済による支出	-	△3,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	26,530

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	△724
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△176,015	△7,655
現金及び現金同等物の期首残高	863,816	480,147
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 687,800	※1 472,492

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (3) 原材料 移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備： 15年

機械及び装置： 8年

工具、器具及び備品： 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、製造販売権については、見積耐用年数（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社におけるたな卸資産の評価方法は、従来、主として先入先出法による原価法を採用していましたが、当事業年度の期首より主として移動平均法による原価法に変更しました。この変更は今後予想される取引の大口化と売上拡大に対する備えとして、仕入価格の変動を適時に期間損益計算及びたな卸資産の評価に反映させることを目的としており、新たに導入した新基幹システムの本稼働を契機として行うものであります。なお、過去の事業年度につきましては、移動平均法による単価計算を行うことが実務上不可能であるため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり移動平均法を適用しております。

なお、当該変更による影響額は軽微であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症により世界経済は大きな打撃を受け、その後、各国政府の感染拡大防止対策規制が徐々に緩和されたことで生産活動は再開へと向かっておりますが、世界経済の回復にはなお時間を要するものと思われます。このため、特に当社の大口受注先としている海外市場での当社の営業・受注活動の遅延が見込まれます。

このような状況の中、前事業年度末においては、「今後少なくとも2021年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくもの」と仮定しておりましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、「今後少なくとも2022年3月期の上期までは当該影響が継続するものの、その後は徐々に回復が進んでいくもの」と仮定を変更し、固定資産の減損判定、繰延税金資産の回収可能性及び継続企業の前提に係る将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び経営環境への影響は不透明であり、かつ、その影響について不確定要素が多いことから、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	234,310千円	237,015千円

※ 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(中間損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
役員報酬	17,986千円	21,108千円
給与手当	13,893	10,696
賞与引当金繰入額	983	1,080
支払手数料	19,828	14,838
減価償却費	4,623	281
製品保証引当金繰入額	△1,829	358

※ 2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
研究開発費	4,754千円	4,655千円

※ 3 減損損失の内容については次のとおりであります。

(1) 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
栃木県河内郡上三川町	事業用資産・全社資産	工具、器具及び備品
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	建設仮勘定
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	ソフトウェア
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	長期前払費用

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

工具、器具及び備品	2,906千円
建設仮勘定	16,899千円
ソフトウェア	534千円
長期前払費用	70千円
計	20,410千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントとしております。事業資産は全体で一つの資産グループとしておりますが、除去予定又は遊休状態にある資産については、個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.6%で割り引いて算定しております。

4 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	5,082千円	348千円
無形固定資産	2,635	9
	7,717	357

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	80,000	-	-	80,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	80,000	-	-	80,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金	747,800千円	532,492千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△60,000	△60,000
現金及び現金同等物	687,800	472,492

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

熱プレス機及びチラー (機械装置) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

熱プレス機及びチラー (機械装置) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては当面行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが120日以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

外貨建て営業債権については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）２．参照）

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	540,147	540,147	-
(2) 電子記録債権	2,551	2,551	-
(3) 売掛金	22,911	22,911	-
(4) 前払費用	1,966	1,966	-
(5) 未収還付消費税等	18,572	18,572	-
(6) 未収収益	4	4	-
(7) 差入保証金	29,700	27,062	△2,637
資産計	615,855	613,217	△2,637
(1) 支払手形	9,353	9,353	-
(2) 電子記録債務	14,842	14,842	-
(3) 買掛金	5,555	5,555	-
(4) 未払金	5,539	5,539	-
(5) 未払費用	3,913	3,913	-
(6) 未払法人税等	5,854	5,854	-
(7) 預り金	2,106	2,106	-
(8) 前受金	5,130	5,130	-
(9) リース債務（１年内返済予定を含む）	47,674	47,481	△193
負債計	99,970	99,777	△193

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)電子記録債権、(3)売掛金、(4) 前払費用、(5)未収還付消費税等、(6)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)差入保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額に

っております。

(9) リース債務

元金利の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金 (※) 1	10,000
差入保証金 (※) 2	5,744

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 差入保証金は本社事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、貸借対照表計上額は敷金償却後の金額を計上しております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	540,147	-	-	-
電子記録債権	2,551	-	-	-
売掛金	22,911	-	-	-
未収還付消費税等	18,572	-	-	-
未収収益	4	-	-	-
差入保証金	-	29,700	-	-
合計	584,188	29,700	-	-

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	-	-	-	10,000
リース債務	7,000	7,251	33,422	-	-	-
合計	7,000	7,251	33,422	-	-	10,000

当中間会計期間（2020年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	532,492	532,492	-
(2) 電子記録債権	1,166	1,166	-
(3) 売掛金	11,032	11,032	-
(4) 前払費用	1,923	1,923	-
(5) 未収還付消費税等	3,768	3,768	-
(6) 差入保証金	29,700	27,563	△2,136
資産計	580,082	577,945	△2,136
(1) 支払手形	5,416	5,416	-
(2) 電子記録債務	8,820	8,820	-
(3) 買掛金	6,846	6,846	-
(4) 未払金	6,739	6,739	-
(5) 未払費用	4,174	4,174	-
(6) 未払法人税等	4,946	4,946	-
(7) 預り金	887	887	-
(8) 前受金	3,545	3,545	-
(9) リース債務（1年内返済予定を含む）	44,204	44,046	△158
(10) 長期借入金	30,000	30,000	-
負債計	115,581	115,423	△158

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 前払費用、(5) 未収還付消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 預り金、(8) 前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務（1年内返済予定を含む）

元金利の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) 長期借入金

元金利の合計額を新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	中間貸借対照表計上額 (千円)
長期借入金 (※) 1	10,000
差入保証金 (※) 2	5,732

(※) 1. 長期借入金である「資本性劣後ローン」は、借入時において金利が設定されず、売上高減価償却前経常利益率に基づく成功判定区分で決定するため、合理的に将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

2. 差入保証金は本社事務所及び台湾事務所敷金であり、市場価額がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないことから将来キャッシュ・フローを見積ることが困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、貸借対照表計上額は敷金償却後の金額を計上しております。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	532,492	-	-	-
電子記録債権	1,166	-	-	-
売掛金	11,032	-	-	-
未収還付消費税等	3,768	-	-	-
差入保証金	-	29,700	-	-
合計	548,458	29,700	-	-

(注) 4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	-	-	1,071	4,641	4,284	30,004
リース債務	7,125	37,079	-	-	-	-
合計	7,125	37,079	1,071	4,641	4,284	30,004

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要な賃貸等はありません。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

重要な賃貸等はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

静電界を用いた吸着システム事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 千円)

日本	中国	その他	合計
57,929	32,138	1,050	91,118

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日伝	25,850
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	16,968
XIN CHENG PRECISION LIMITED COMPANY	13,036
JE インターナショナル株式会社	10,475

当中間会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

静電界を用いた吸着システム事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	中国	合計
30,673	48,672	12,652	91,998

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
盟立自動化股份有限公司	48,252
深圳市瑞尔泰思科技有限公司	12,652

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020 年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2020 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	144 円 89 銭	125 円 41 銭

1 株当たり中間純損失は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△27 円 69 銭	△19 円 47 銭

(注 1) 前中間会計期間及び当中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(注 2) 1 株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日)
中間純損失 (△) (千円)	△103, 187	△72, 561
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△103, 187	△72, 561
普通株式の期中平均株式数 (株)	3, 726, 000	3, 726, 000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 600, 000 個 (普通株式 600, 000 株)) なお、新株予約権の概要は、「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 600, 000 個 (普通株式 600, 000 株)) なお、新株予約権の概要は、「第 5 【発行者の状況】 1 【株式等の状況】 (2) 【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月23日

筑波精工株式会社

取締役会 御中

あかり監査法人
東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

狐塚利光 

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

林 成治 

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、筑波精工株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。